

みどり通信

第173号 2010. 2. 8

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 生命保険	P8
● 税務	P4	● FX2活用事例	P9
● 社会保険	P5	● これからの研修	P10
● 一倉 定 経営心得	P6	● あとがき	P10
● 損害保険	P7	● 営業カレンダー	P11



1月22日に経営計画発表会を開催させていただきました。
ご参加いただきました当事務所のお客様企業、関係企業のみなさま、
本当にありがとうございました。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

2月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、2月4日のホームページ掲載のものからです。

『5つの言い訳…』

今日4日は、立春。とはいって、今朝は新潟市を中心に大雪のようです。現在新潟駅を中心には在来線が不通に。通勤通学の足がストップ状態です。

1月30日のこのコーナーでも書かせていただいたことと重なることですが、一昨日の坂本光司先生（“日本でいちばん大切にしたい会社”の著者）の講演の骨子をお伝えいたします。

先生曰く、「本当の企業経営とは、“5人に対する使命と責任を果たすための活動のこと”であると定義し、使命と責任は“幸福の追求”“幸福の実現”である」と。

その5人とは、

- 1. 社員とその家族**
- 2. 社外社員（下請け・協力会社の社員）とその家族**
- 3. 現在顧客と未来顧客**
- 4. 地域住民、とりわけ障害者や高齢者**
- 5. 株主・出資者・関係機関**

坂本先生は、極論は株主はどうでもいい。

社員が自分の所属する会社や組織に愛社精神

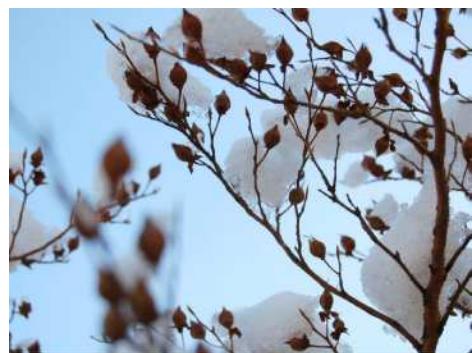
をもって本当に働きがいのある仕事ができれ

ば、顧客に対して最高のサービスを提供で

き、ひいては利益が上がり株主にも還元され

るから、というような意味の解説をされておられました。

これが、株主や顧客より社員という理由であります。まさに、同感であります。



さらに、坂本先生は、経営者の主たる使命と責任として次の8項目を掲げています。

1. 目的を示す

2. 目標を示す

3. 問題を示す

4. 問題解決のための良い環境を創る

5. 人財、とりわけ後継者を発掘し育てる

6. 社員を守る

7. 決断をする

8. 責任をとる

次の5つの言い訳をしないとも。

1. 景気や政策が悪い

2. 業種・業態が悪い

3. 規模が小さい

4. ロケーションが悪い

5. 大企業・大型店が悪い

この企業に学べとということで、「沖縄教員出版」「ライブレボリューション」「エーワン精密」その他いくつかの企業を紹介していただいた次第。

不況を業績の悪い理由にするのは他責。

自社がいかに進むかがすべて。

大いに学ばせていただいた次第です。

税理士 山 口 昇



確定申告のご準備はお済みですか？

いよいよ、平成21年分の確定申告の時期になりました。年末調整ですべて完結しているよ、という方は別ですが、他にも所得があり確定申告が必要である方はもちろん、中には納めすぎとなっていて、確定申告で還付を受けないと実は損になっているケースもありますので、今一度のご確認をお願いします。

◇今回の申告での改正等について◇

平成21年においては、以下のような改正等が成されていますが、条件を満たす一部の方々が対象となりますので、所得の金額や扶養の状況等に大きな変化が無い場合には、納付税額については昨年とほぼ変わらない方が多いのではないかでしょうか。

- 住宅ローン減税の適用期限を5年延長し、最大控除可能額を500万円（長期優良住宅の場合には600万円）に引き上げました。
- 金融機関等からの借入れをおこなわず、自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や、省エネ改修工事、バリアフリー改修工事を行う場合についても税額控除制度が創設されました。
- 上場株式等の配当及び譲渡益について、7%（住民税とあわせて10%）の軽減税率を3年間延長しました。
- 電子申告に係る所得税額の特別控除制度の適用期限を2年間延長しています。（この制度は、創設されてから期限までの間の1回のみの適用となりますので、前年以前に適用を受けている場合は対象となりません。）

※納税に際しては、口座振替の利用をおすすめいたします。

振替納税を利用されない個人の方につきましては、所得税は3月15日、消費税は3月31日の申告期限が納付期限となります。

口座振替を利用された場合、預貯金口座からの振替日は、約1ヶ月先の
所得税は4月22日(木)、消費税は4月27日(火)
となります。振替日の数日前には、預貯金残高をご確認下さい。（残高不足などで引落しが出来なかった場合には、申告期限の翌日から延滞税がかかります。）

所得税の確定申告につきましては、所得の内容や家族構成、その他その年における状況など、皆さん一人一人の担税力を考慮した税額計算の仕組みとなっています。個々のケースによって、それぞれ細かい規定等がありますし、また、デリケートな問題も数多く含まれておりますので、まずは担当スタッフまで遠慮無く、早めのご相談・お問い合わせをお願い致します。

<西丸 保幸>

社会保険

日本年金機構が平成22年1月1日からスタートしました

～社会保険庁が廃止され、新たに日本年金機構がスタートしました～

お近くの社会保険事務所は、新たに年金事務所と名称が変わりましたが、年金相談や届出書作成にあたってのご相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

■ 日本年金機構設立に伴い、

平成22年1月より事務の効率化を促進するため、県内の健康保険・厚生年金保険各届出書の審査及び処理を集約化しました。

これまで社会保険事務所に提出されていた届出書は、日本年金機構新潟事務センターへ郵送による届け出でお願い致します。

日本年金機構新潟事務センターで扱う主な届出書

- 被保険者資格取得届
- 被保険者月額変更届
- 被保険者氏名変更(訂正)届
- 育児休業取得者終了届
- 年金手帳再交付申請書
- 70歳以上被用者算定基礎
- 育児休業等取得者申出書
- 月額変更・賞与支払届
- 70歳以上被用者該当・不該当届
- 被扶養者(異動)届
- 磁気媒体(FDまたはMO)による届出
- 被保険者住所変更届
- 被保険者資格届出書
- 被保険者賞与支払届及び総括表
- 被保険者生年月日訂正届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届

送付先：日本年金機構新潟事務センター

住 所：〒950-8611

新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル

電 話：025-240-0787

詳しくは、当事務所担当職員までお問い合わせください



一倉定の経営心得シリーズ

その五

わが社の赤字は、
お客様を忘れたのが原因である。

会社の業績が振るわない根本原因は、必ず社長がお客様の要求を無視しているからであり、お客様の要求を無視している限り、何をどのようにやっても会社の業績は絶対によくならない。：

お客様を無視する会社は、お客様から無視される。その結果は、倒産への道を歩まなければならないことになるのだ。それにもかかわらず、お客様を無視する会社は決して少なくない。もしもわが社の経営が不振であつたり、行き詰まってしまったならば、まず第一に反省してみなければならないことは、「お客様を無視していないか」でなければならないというのが私の主張である。

何もいわないお客様なるがゆえに、お客様の無言の叱責が分からず、業績不振の対策が全く見当外れになつていて例を、私は数多く見せつけられるからである。

自賠責保険

自賠責保険とは自動車の運行による人身事故の被害者を救済するため原動機付自転車を含むすべての自動車について契約することが義務づけられている損害賠償責任保険です。

なお、お支払いの対象は、自動車の運行による人身傷害に限られていますので、車両損害などの物的損害は対象となりません。

ひき逃げ・無保険車・盗難車による事故の時は

ひき逃げ・無保険車・盗難車による人身事故で、自賠責保険から賠償を受けられない被害者のために**政府の保障事業制度**があります。

- 請求できるのは**被害者のみ**です。
- 被害者に支払った金額については、**政府が加害者に求償**します。
- 被害者に過失があれば、**過失割合に応じて**損害額から差し引かれます。
- 健康保険、労災保険などの社会保険による給付があれば、その金額は**差し引いて**支払われます。
- 時効は事故から2年ですが、自賠責保険のように**時効中断はありません**。

任意保険会社の一括払い請求

加害者が自賠責保険の他に任意の対人賠償保険にも加入している場合や、被害者が任意の人身傷害補償保険に加入しており、加害者の自賠責保険が使用できる場合には、これら任意保険の契約保険会社から自賠責保険を含め一括保険金が支払われる制度があります。この制度を「**一括払制度**」といいます。

請求の期限…自賠責保険は加害者・被害者どちらの方からも請求ができます

加害者請求

被害者や病院などに損害賠償金を支払った日から2年以内です。分割して個々に支払ったときは各々支払ったときから2年以内です。

被害者請求

事故があった日から2年以内です。ただし、死亡の場合は死亡日から、後遺障害の場合は後遺障害の症状が固定した日から2年以内です。

※ご注意

いずれのご請求も上記の期限を過ぎると、時効となり保険金は支払われません。治療が長引いたり、加害者と被害者の話し合いがつかないなど2年以内に請求できない場合は、**時効中断**の手続きが必要となります。

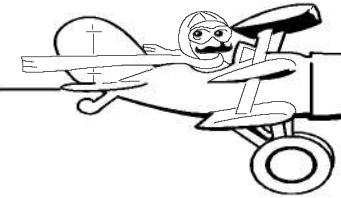
今年に入り、死亡交通事故が多発しております。

万が一事故を起こした場合は、自分判断せず保険会社に速やかに連絡しましょう。

経営者のための生命保険講座 第132回

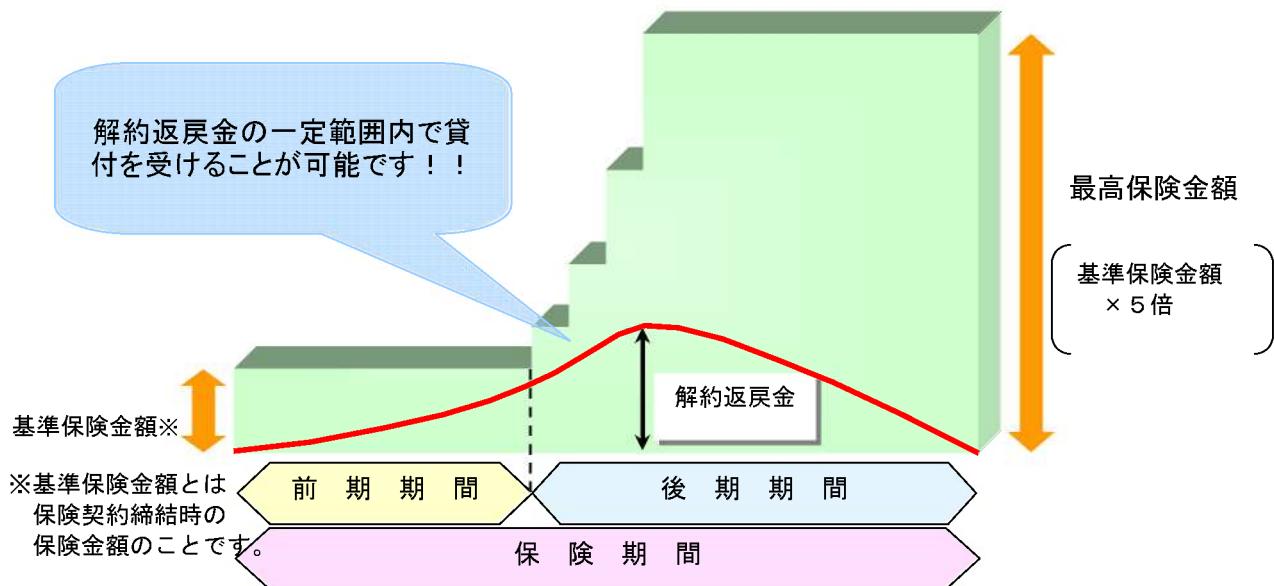
今回のテーマ

契約者貸付制度



生命保険には、契約者が一時的にまとまった資金が必要になったとき、解約返戻金の一定割合を限度として貸付を受けられる制度があります。一定の条件を満たせば、いつでも何回でも実行でき、返済もいつでも可能な【契約者貸付制度】についてご紹介いたします。

◆例えば遞増定期保険の場合



ポイント

- ◆解約返戻金は、契約時においては全くありませんが、保険期間の経過に伴い徐々に積み立てられます。
その後保険期間が満了に近づくにつれ次第に減少します。
また、解約返戻金は多くの場合、払込保険料を下回ります。

- ◆貸付利率や、貸付割合、貸付可能な保険種類は会社により異なります。

急に資金が必要になった場合でも、保険を解約してしまえば大切な保障がなくなってしまいます。さらに、解約後再度保険に加入したいと考えても、その時の年齢・健康状態によっては保険料が高くなったり、加入できないことがあるかもしれません。そんな時【契約者貸付制度】を利用すれば、保障も継続されるので安心です。具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

FX2をご利用されている お客様にお聞きしました！

FX2をご利用されているお客様にいくつかお聞きしました。
そこで、FX2利用者の声をご紹介いたします。

FX2 41 全社業績の問い合わせ

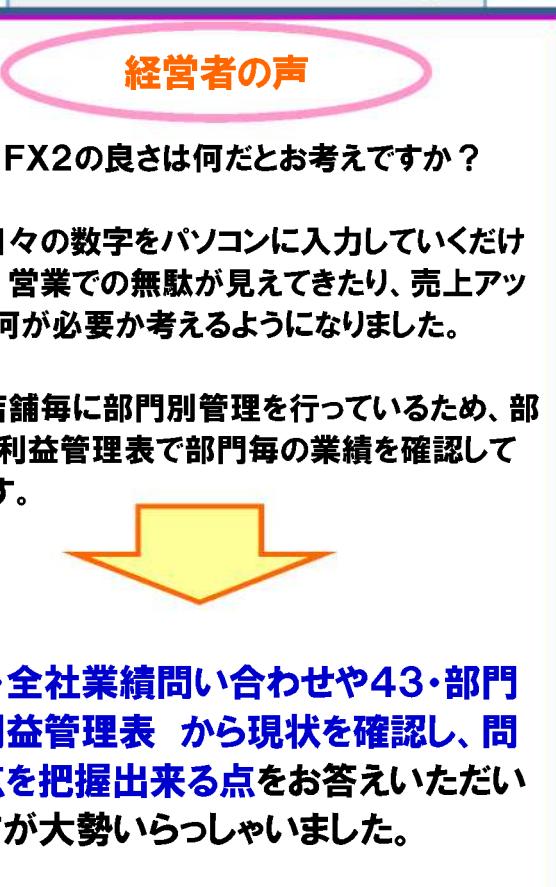
FX2 1 什訳辭書

The screenshot shows a software window titled 'FX Trading System'. The main area displays a candlestick chart for the EUR/USD currency pair, spanning from January 2010 to January 2011. Below the chart, several trading parameters are listed:

- 交易品种: EUR/USD
- 交易时段: 15分钟
- 止损点数: 100
- 止盈点数: 100
- 交易周期: 15分钟
- 交易倍数: 1手
- 交易手续费: 0.0000
- 交易保证金: 100000
- 交易手续费率: 0.0000
- 交易保证金率: 100%
- 交易手续费金额: 0.0000
- 交易保证金金额: 100000.0000

At the bottom of the screen, there is a toolbar with icons for 'New', 'Open', 'Save', 'Print', 'Exit', and other system functions.

FX2 24 勘定科目残高



経営者の声

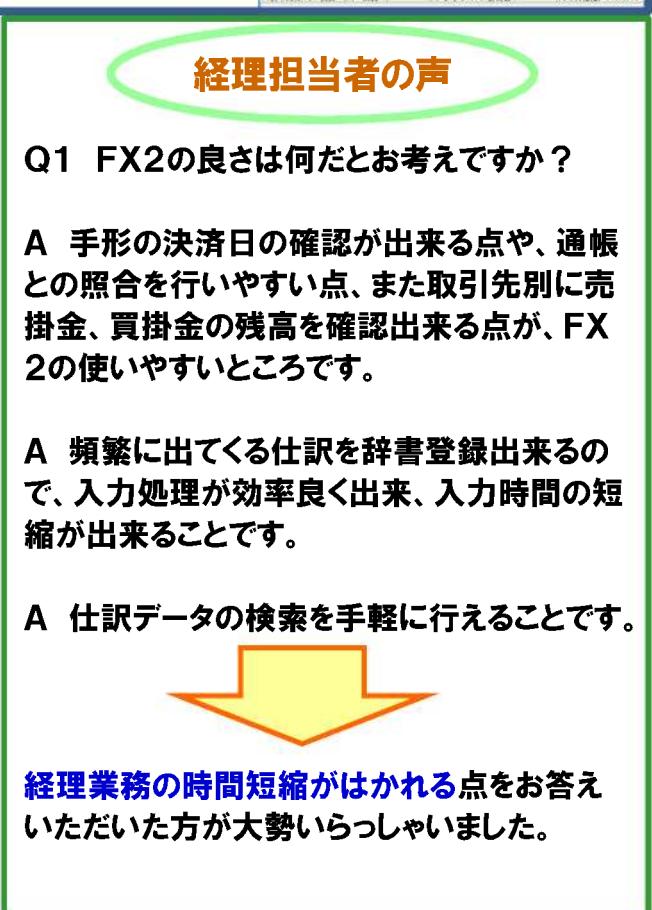
Q1 FX2の良さは何だとお考えですか？

A 日々の数字をパソコンに入力していくだけでも、営業での無駄が見えてきたり、売上アップに何が必要か考えるようになりました。

A 店舗毎に部門別管理を行っているため、部門別利益管理表で部門毎の業績を確認しています。



41・全社業績問い合わせや43・部門別利益管理表 から現状を確認し、問題点を把握出来る点をお答えいただいた方が大勢いらっしゃいました。



経理担当者の声

Q1 FX2の良さは何だとお考えですか？

A 手形の決済日の確認が出来る点や、通帳との照合を行いややすい点、また取引先別に売掛金、買掛金の残高を確認出来る点が、FX 2の使いやすいところです。

A 頻繁に出てくる仕訳を辞書登録出来るので、入力処理が効率良く出来、入力時間の短縮が出来ることです。

A 仕訳データの検索を手軽に行えることです。



経理業務の時間短縮がはかれる点をお答え
いただいた方が大勢いらっしゃいました。



「事務所の方がFX2のいろいろな画面で、自社の状況に合わせてその都度説明してもらえるのがありがたい」と事務所がサポートするシステムであることをお答えいただいた方もいらっしゃいました。

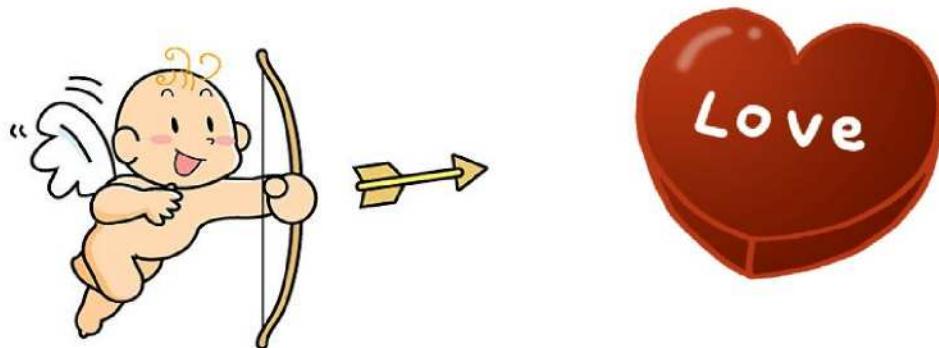
システムに関するご質問、ご要望等ございましたらお気軽に当事務所までお申し付けください。

これからのお研修

原点の会

三条商工会議所

3月26日（金） 9:00 ~ 12:00



あとがき

26年ぶりの大雪に見舞われた県内。立秋の翌朝、外の景色に驚き、雪除け作業におわられた人が多かったことと思います。

その日、低学年児童の集団下校のお手伝いをしました。その際、「そろそろ〇〇君と△△君が帰ってくる頃だから」と近所の方が雪で隠れていた側溝を見るようにしたり、通路を確保していました。「屋根から落ちてくる雪も心配だから」と二人の帰りを外で待っていてくれたのです。「自分の子はもう巣立ってしまったから、こうして地域の子の成長を見守ることができ、とてもしあわせ」と話されていました。

地域で子供達を見守り育んでいく、一番の子育て支援ですね。たくさんの大人達に声を掛けてもらった子供達は、自分が愛されている、認められていると感じることと思います。

とても素敵な人に出逢い、ぽっかぽっかの気持ちになりました。私も挨拶や声かけなど自分のできることで地域・社会と関わっていきたいと思います。

山口幸子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp